

千葉県環境教育等連絡会議設置運営要綱

(設置)

第1条 今日の世界環境問題が複雑・多様化する中で、地球規模での環境問題の解決に貢献し、持続可能な社会として次世代に引き継いでいくためには、私たち一人ひとりが、人間と環境の関わりを正しく理解するとともに、環境に対する人間の責任と役割を自覚し、環境問題を自らの課題として捉え、主体的に、生涯にわたり、環境保全活動に取り組んでいくことが大切である。関係部局が緊密な連携と協調のもと、本市の歴史、文化、地域等の特性を活かし、E S D (Education for Sustainable Development : 持続可能な開発のための教育) を踏まえた環境教育の推進を図るため、千葉県環境教育等連絡会議(以下「連絡会議」という。)を設置する。

(組織及び構成)

第2条 連絡会議は、関係課長会議及び関係課担当者会議で組織し、各会議は次の者をもって構成する。

- (1) 関係課長会議は、別表に掲げる課の長にある者
- (2) 関係課担当者会議は、別表に掲げる課の者

(協議事項等)

第3条 連絡会議の各会議は、それぞれ次に掲げる事項について協議し、検討する。

- (1) 関係課長会議
 - ア 環境保全活動及び環境教育の推進等に関すること。
 - イ その他環境保全活動及び環境教育に関すること。
- (2) 関係課担当者会議
 - ア 関係課長会議から指示を受けた事項に関すること。
 - イ 環境保全活動及び環境教育の推進に係る調査並びに研究に関すること。

(会議)

第4条 連絡会議の各会議は、次により開催する。

- (1) 関係課長会議
 - ア 会議は、環境局環境保全部環境総務課長が座長となり会議を主宰する。
 - イ 別表に掲げる課の長が会議に出席できないときは、その指名する者を代理として会議に出席させることができる。
 - ウ 座長が必要と認めたときは、別表に掲げる課の長以外の者に出席を求め、意見及び説明を聴くことができる。
- (2) 関係課担当者会議は、環境総務課主査が座長となり会議を主宰する。

(事務局)

第5条 連絡会議に、その事務を処理させるため、事務局を設置する。

2 事務局の事務は、環境総務課において担う。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡会議の運営に必要な事項は関係課長会議に諮り決定するものとする。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年5月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年12月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年10月12日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（関係課）

No	局 名	部 名	課名	備 考
1	市民局	市民自治推進部	市民自治推進課	
2	経済農政局	農 政 部	農政課	
3			農業経営支援課	
4			農業生産振興課	
5	都 市 局	公園緑地部	緑政課	
6			公園管理課	
7	建 設 局	下水道企画部	下水道経営課	
8			下水道営業課	
9			総合治水課	
10		下水道施設部	下水道整備課	
11	教育委員会	学校教育部	学事課	
12			教育指導課	
13		生涯学習部	生涯学習振興課	
14	環 境 局	環境保全部	環境総務課	座長 環境総務課長
15			環境保全課	
16			環境規制課	
17		資源循環部	廃棄物対策課	